

仕 様 書

東京労働局

1 件名

令和4年度 東京労働局 各労働基準監督署・公共職業安定所 緑地剪定業務委託

2 履行場所

仕様書内「作業実施施設表」に示す全21施設

3 履行期間

契約締結日 から 令和4年11月11日（金）まで

ただし令和4年11月1日（火） から 11月11日（金）は予備日とし、原則令和4年10月28日（金）までに完了させること。

4 履行内容

（1） 剪定及び刈込

低木刈込み、中木及び高木の手入れを（それぞれの樹木に適した方法で）行うこと。

作業は主として、新生枝を樹冠の大きさが整う長さに切り詰め、樹冠整生を行うことのほか、樹冠内部の混み過ぎた枝を抜き、不必要な枝（※）を切り取ることにするが、樹木の骨格を成す幹や太い枝の剪定は、指定のある場合を除き原則として行わないこと。

なお、豊島地方合同庁舎のみ2回の実施となるため留意すること。

※ 不必要な枝・・・枯枝、生長のとまった弱小の枝（弱小枝）、著しく病虫害におかされている枝（病虫害枝）、通風・採光・架線・人車の通行の支障となる枝（障害枝）、折損により危険ある枝（危険枝）、生育上不必要な枝

（2） 病虫害の防除

植栽が病虫害によって枯死しないよう、それぞれの植栽に適した方法や薬剤で全ての植栽に対し全面防除を行うこと。

また、樹木台帳に載ってあるものを含め、病虫害におかされている樹木を発見した場合は、適切に処置を行ったうえで現地担当者及び東京労働局総務部長が指定する職員（以下「監督職員」という。）へ作業報告書にて報告すること。

※町田地方合同庁舎、江戸川労働基準監督署、豊島地方合同庁舎は後述の通り2回行うこととし、1回目の履行が5月中になる点留意すること。

（3） 植栽地の除草

植栽地の除草については既存植物を傷めないように配慮することとし、除草は根から取り除くことを基本とする。また、併せて除草剤の散布も行うこと。

なお、別添の「作業実施施設表」において「2回目」欄に○が付されている施設については、時期を変えて「1回目」及び「2回目」でそれぞれ作業を行うことにするが、町田地方合同庁舎、江戸川労働基準監督署、豊島地方合同庁舎については、「1回目」には行わず、「2回目」及び「3回目」での実施となるので、作業実施時期に留意すること。

(4) 植栽地の観察

今後、枯木の撤去、補植、支柱の交換等といった作業が必要であると考えられる場合、また、枯損木等で倒壊の危険性があるものを発見した場合には、現地担当者及び監督職員へ作業報告書にて報告すること。

(5) 施肥

植栽の美観保持、抵抗力の促進等を目的とした施肥を行うこと。なお、樹種の特性と地力を考慮し、適量の化学肥料若しくは有機肥料を施肥すること。

(6) 発生材の処分

作業によって発生した物（伐採・剪定残材、枝葉、雑草等）は、適正に場外処分すること。

なお、最終処分業者による受入証明書等、履行期間内に適切に処分されたことが確認できる書類を提出すること。また、最終処分日については、履行期間内であること。

5 注意事項

(1) 作業は、緑地の持つ機能効果及び修景的效果を維持する目的で行うこと。

(2) 一般仕様は国土交通省公共建築工事標準仕様、国土交通省公共建築改修工事標準仕様及び建築保全業務共通仕様（ともに最新版）による。

(3) 仕様説明会は行わない。見積の作成にあたり現地調査を希望する場合は、事前に東京労働局総務部会計課施設係に了承を得たうえで、現地担当者へ連絡し日程調整を行うこと。

(4) 請負業者は業務実施にあたり、業務全体を統括管理し、発注者との連絡役となる業務責任者を定め、書面にて報告すること。

(5) 作業日は仕様書内「作業実施施設表」に記載の実施時期内で平日昼間を原則とする。作業日程については、現地担当者と打合せ・調整を充分に行い、作業開始前に日程表を作成し監督職員へ提示すること。なお、現地担当者と相談のうえ、来庁者への十分な配慮等を検討した結果として閉庁日の作業が好ましいと判断される場合、閉庁日の作業を指示する場合もありうる。

(6) 原則として作業に必要な電力、水道は工事が完了するまで発注者の無償支給とするが、使用については最小限に止め、省エネルギーに協力すること。ただし、電力量が過大になるものと見込まれる場合は、発注者より請負業者持込の自家用発電機を使用するよう指示することもある。

(7) 作業に必要な消耗品、機器、作業用工具類は請負者負担とする。薬剤等についても請負者負担とする。使用する部材、工法、廃棄物処理等についてはグリーン購入法に適合するよう努めること。

(8) 備品、什器等を移動する場合は、現地担当者に相談のうえで行うこと。

(9) 作業中は、職員及び来所者に危険が及ぶことのないよう安全に作業を行うこと。また、構造物や備品等にも損傷を与えないように注意を払うこと。

(10) 作業実施に当たっては、関係する法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図ること。また、労働安全衛生法等の法令を遵守し、労働災害防止のために必要な措置を講ずること。

(11) 作業終了後は完了届を提出すること。完了届を提出する際は次のものを添付すること。

① 施工前、施工中、施工後の写真

② 作業実施施設毎の作業報告書

作業報告書には作業実施日、作業内容及び特記事項を記載し、作業完了後に作業実施施設の現地担当者より確認を受けること。なお、作業報告書の書式については請負業者が任意で作成すること（別添参考様式参照）。

- (12) 樹木の伐採等により樹木台帳の内容に変更が生じた場合は、変更箇所について作業報告書で報告すること。

6 その他

- (1) 各手続き等の窓口は当局にて行うが、支払等にあたり各官署ごと個別に請求書及び作業報告書等が必要になるなど、手続きが煩雑であることについて予め留意すること。

① 本契約における対象庁舎及び入居官署

【単独庁舎】東京労働局及びその管轄労働基準監督署・公共職業安定所

【豊島地方合同庁舎】東京労働局（池袋労働基準監督署）

東京法務局（豊島出張所）

【新宿合同庁舎】東京労働局（新宿公共職業安定所）

東京都産業労働局

警視庁

【墨田合同庁舎】東京労働局（墨田公共職業安定所）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

（東京支部、中央障害者雇用情報センター）

【町田地方合同庁舎】東京労働局（八王子労働基準監督署町田支署・町田公共職業安定所）

東京法務局（町田出張所）

東京地方検察庁（町田区検察庁）

東京地方裁判所（町田簡易裁判所）

② 契約書作成部数

3部（うち2部に収入印紙の貼付を要す）

※ 上記収入印紙については全て受託者にて用意すること。

- (2) 本仕様書に定めのない事項のほか、不明な点がある場合は、監督職員との協議によるものとする。

(参考様式)

作業報告書

施 行 者	
作 業 施 設 名	
作 業 完 了 日	令和4年 月 日
現 地 担 当 者 確 認	役職 氏名 ㊟
作 業 内 容	<input type="checkbox"/> 高中低木剪定 <input type="checkbox"/> 敷地内除草 <input type="checkbox"/> 病虫害防除 <input type="checkbox"/> 施肥 <input type="checkbox"/> 樹木伐採 <input type="checkbox"/> 植栽地の観察
特 記 事 項	※ 仕様書 4「履行内容」 (2) 及び (4) に係る報告及び樹木台帳の内容に変更があった場合、こちらに記入すること。

庁舎一覧表

施設名称	入居官署
東京労働局 単独庁舎	東 京 労 働 局

施設名称	入居官署
豊島地方合同庁舎	東 京 労 働 局
	東 京 法 務 局

施設名称	入居官署
新宿合同庁舎	東 京 労 働 局
	警 視 庁
	東京都産業労働局

施設名称	入居官署
墨田合同庁舎	東 京 労 働 局
	独 立 行 政 法 人 高齡・障害・求職者雇用支援機構

施設名称	入居官署
町田地方合同庁舎	東 京 労 働 局
	東 京 法 務 局
	東 京 地 方 検 察 庁
	東 京 地 方 裁 判 所

樹木剪定施工例

樹木剪定例

施工前



施工後



樹木剪定例

施工前



施工後



花壇剪定施工例

花壇剪定例

施工前



施工後



花壇剪定例

施工前



施工後



緑地除草施工例

緑地剪定例

施工前



施工後



緑地剪定例

施工前



施工後



次ページ該当庁舎の図面に記す箇所を樹木・花壇剪定・緑地除草施工例と同様のように緑地剪定等を行う。

【作業実施施設表（東京労働局 単独庁舎）】

No	施設名	住所	作業 1回目	作業 2回目	作業 3回目
1	東京労働局海岸庁舎	港区海岸 3-9-45	○	—	—
2	品川労働基準監督署	品川区上大崎 3-13-26	○	○	—
3	新宿労働総合庁舎	新宿区百人町 4-4-1	○	—	—
4	王子労働基準監督署	北区赤羽 2-8-5	○	○	—
5	向島労働基準監督署	墨田区東向島 4-33-13	○	—	—
6	江戸川労働基準監督署	江戸川区船堀 2-4-11	○	○	○
7	八王子労働基準監督署	八王子市明神町 3-8-10	○	—	—
8	青梅労働基準監督署	青梅市東青梅 2-6-2	○	—	—
9	飯田橋合同庁舎	文京区後楽 1-9-20	○	—	—
10	上野公共職業安定所	台東区東上野 4-1-2	○	—	—
11	大森公共職業安定所	大田区大森北 4-16-7	○	—	—
12	渋谷神南合同庁舎	渋谷区神南 1-3-5	○	—	—
13	王子公共職業安定所	北区王子 6-1-17	○	○	—
14	木場公共職業安定所	江東区木場 2-13-19	○	○	—
15	八王子公共職業安定所	八王子市子安町 1-13-1	○	○	—
16	三鷹公共職業安定所	三鷹市下連雀 4-15-18	○	—	—
17	府中公共職業安定所	府中市美好町 1-3-1	○	○	—

※1 1回目では仕様書内「4 履行内容」にある全ての作業（ただし、「作業2回目」欄に○印が付されている施設については（3）植栽地の除草のうち除草剤散布は除く。）を行い、2回目では仕様書内「4 履行内容（3）」の植栽地の除草（除草剤散布含む）のみ行うこと。

※2 実施時期については1回目が6月下旬から8月上旬、2回目が9月から10月上旬を目途として実施すること。（作業2回目を実施する施設は、1回目の作業日程を優先的に決定すること。）

※3 各施設の剪定・除草の程度については別添「剪定施工例」と同等のものとする。

※4 江戸川労働基準監督署のみ上記※1～3の作業日程によらず、別添作業実施施設表（豊島地方合同庁舎、町田地方合同庁舎）※1～6の日程で行うこと。

【現地担当者】

No	施設名	担当者	電話番号
1	東京労働局海岸庁舎	需給調整事業部 企画調整主任	03-3452-1471 音声案内（4）
2	品川労働基準監督署	業務担当職員	03-3443-2598
3	新宿労働総合庁舎	新宿労働基準監督署 業務担当課長	03-3361-2501
4	王子労働基準監督署	業務担当職員	03-3902-6005
5	向島労働基準監督署	業務担当職員	03-5630-1034
6	江戸川労働基準監督署	業務担当職員	03-3675-2126
7	八王子労働基準監督署	業務担当課長	042-642-5297
8	青梅労働基準監督署	監督課長	0428-22-0243
9	飯田橋合同庁舎	飯田橋公共職業安定所 庶務係長	03-3812-8609（51#）
10	上野公共職業安定所	庶務係長	03-3847-8609（51#）
11	大森公共職業安定所	庶務係長	03-5493-8609（51#）
12	渋谷神南合同庁舎	渋谷公共職業安定所 庶務係長	03-3476-8609（51#）
13	王子公共職業安定所	庶務係長	03-5390-8609（51#）
14	木場公共職業安定所	庶務係長	03-3643-8609（51#）
15	八王子公共職業安定所	庶務係長	042-648-8609（51#）
16	三鷹公共職業安定所	庶務係長	0422-47-8609（51#）
17	府中公共職業安定所	庶務係長	042-336-8609（51#）

※1 各公共職業安定所への電話は自動音声に繋がるため、音声案内後に「51#」をプッシュすること。

※2 監督職員連絡先（東京労働局 総務部会計課施設係 03-3512-1606）

【単独庁舎】01. 東京労働局海岸庁舎

植栽状況(1)

番号	樹種	種別	形状	数量	単位	病害・枯損	備考
1	クスノキ	高木	C=93	1	本		
2	クスノキ	高木	C=66	1	本		
3	クスノキ	高木	C=55	1	本		
4	クスノキ	高木	C=84	1	本		
5	マテバシイ	高木	C=40	1	本		
6	マテバシイ	高木	C=42	1	本		
7	マテバシイ	高木	C=53	1	本		
8	マテバシイ	高木	C=45	1	本		
9	マテバシイ	高木	C=60	1	本		
10	マテバシイ	高木	C=60	1	本		
11	マテバシイ	高木	C=58	1	本		
12	マテバシイ	高木	C=55	1	本		
13	マテバシイ	高木	C=58	1	本		
14	マテバシイ	高木	C=58	1	本		
15	マテバシイ	高木	C=42	1	本		
16	マテバシイ	高木	C=45	1	本		
17	マテバシイ	高木	C=45	1	本		
18	マテバシイ	高木	C=48	1	本		
19	モッコク	中木	H=290	1	本		
20	ハナミズキ	高木	C=19	1	本	枯損木	
21	ハナミズキ	高木	C=20	1	本	枯損木	
22	ハナミズキ	高木	C=20	1	本	枯損木	
23	ハナミズキ	高木	C=27	1	本	枯損木	
24	ハナミズキ	高木	C=23	1	本	枯損木	
25	ハナミズキ	高木	C=28	1	本	枯損木	
26	ハナミズキ	高木	C=22	1	本	枯損木	
27	ネズミモチ	高木	C=21	1	本		
28	ハナミズキ	高木	C=25	1	本	枯損木	
29	ハナミズキ	高木	C=24	1	本	枯損木	
30	オオムラサキツツジ	低木寄植		54.7	m ²		混植
	ツゲ	低木寄植					
	シャリンバイ	低木寄植					
31	オオムラサキツツジ	低木寄植		22.4	m ²		混植
	シャリンバイ	低木寄植					
	ツゲ	低木寄植					
32	オオムラサキツツジ	低木寄植		30.7	m ²		混植
	シャリンバイ	低木寄植					
33	オオムラサキツツジ	低木寄植		16.3	m ²		混植
	シャリンバイ	低木寄植					
34	オオムラサキツツジ	低木寄植		15.8	m ²		混植
	ツゲ	低木寄植					
35	オオムラサキツツジ	低木寄植		9.9	m ²		混植
	シャリンバイ	低木寄植					
36	オオムラサキツツジ	低木寄植		11.7	m ²		混植
	ツゲ	低木寄植					

※1 高木は高さ3m以上の樹木のことを指し、形状は幹回り(cm)を記載している。

※2 中木は高さ3m未満の樹木のことを指し、形状は樹高(cm)を記載している。

※3 除草適用地は、敷地内で除草の必要な部分のことを指す。

※4 列植されているもの、生垣については低木寄せ植えと同項目とする。

【単独庁舎】01. 東京労働局海岸庁舎

植栽状況(2)

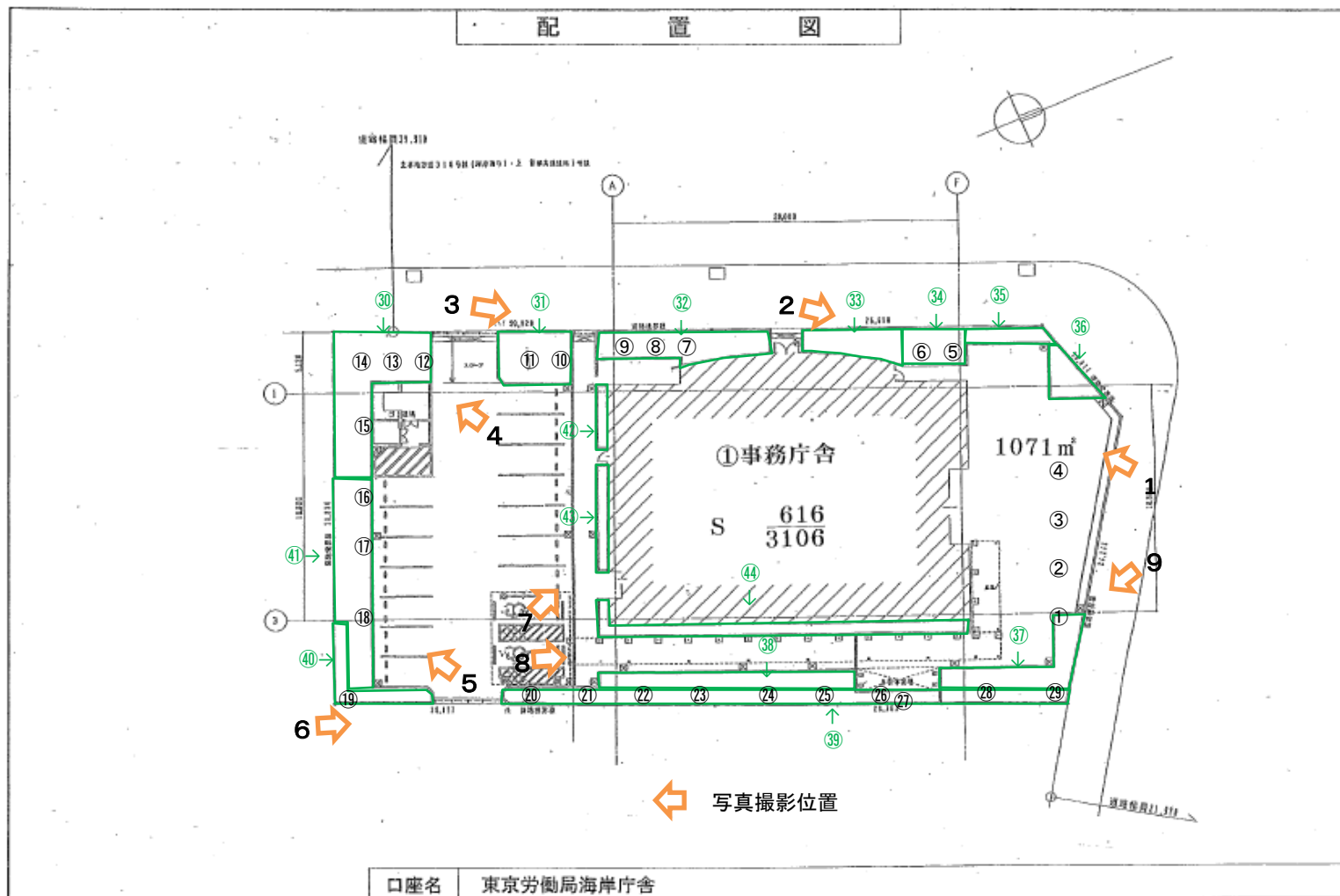
番号	樹種	種別	形状	数量	単位	病害・枯損	備考
37	オオムラサキツツジ	低木寄植		37.8	m ²		混植
	シャリンバイ						
	ツゲ						
38	オオムラサキツツジ	低木寄植		61.3	m ²		混植
	シャリンバイ	低木寄植					
39	サザンカ	低木寄植	H=180	28.3	m ²		生垣
40	サザンカ	低木寄植	H=180	16.6	m ²		生垣
41	オオムラサキツツジ	低木寄植		42.8	m ²		混植
	シャリンバイ	低木寄植					
42	オオムラサキツツジ	低木寄植		4	m ²		混植
	シャリンバイ	低木寄植					
43	オオムラサキツツジ	低木寄植		6.6	m ²		混植
	シャリンバイ	低木寄植					
44	オオムラサキツツジ	低木寄植		26.5	m ²		混植
	シャリンバイ	低木寄植					

除草適用地

340.5m²(植栽地全域とみなす)

- ※1 高木は高さ3m以上の樹木のことを指し、形状は幹回り(cm)を記載している。
- ※2 中木は高さ3m未満の樹木のことを指し、形状は樹高(cm)を記載している。
- ※3 除草適用地は、敷地内で除草の必要な部分のことを指す。
- ※4 列植されているもの、生垣については低木寄せ植えと同項目とする。

【单独庁舎】01. 東京労働局海岸庁舎





1



2



3

4



5



6





7



8



9

【単独庁舎】02. 品川労働基準監督署

植栽状況

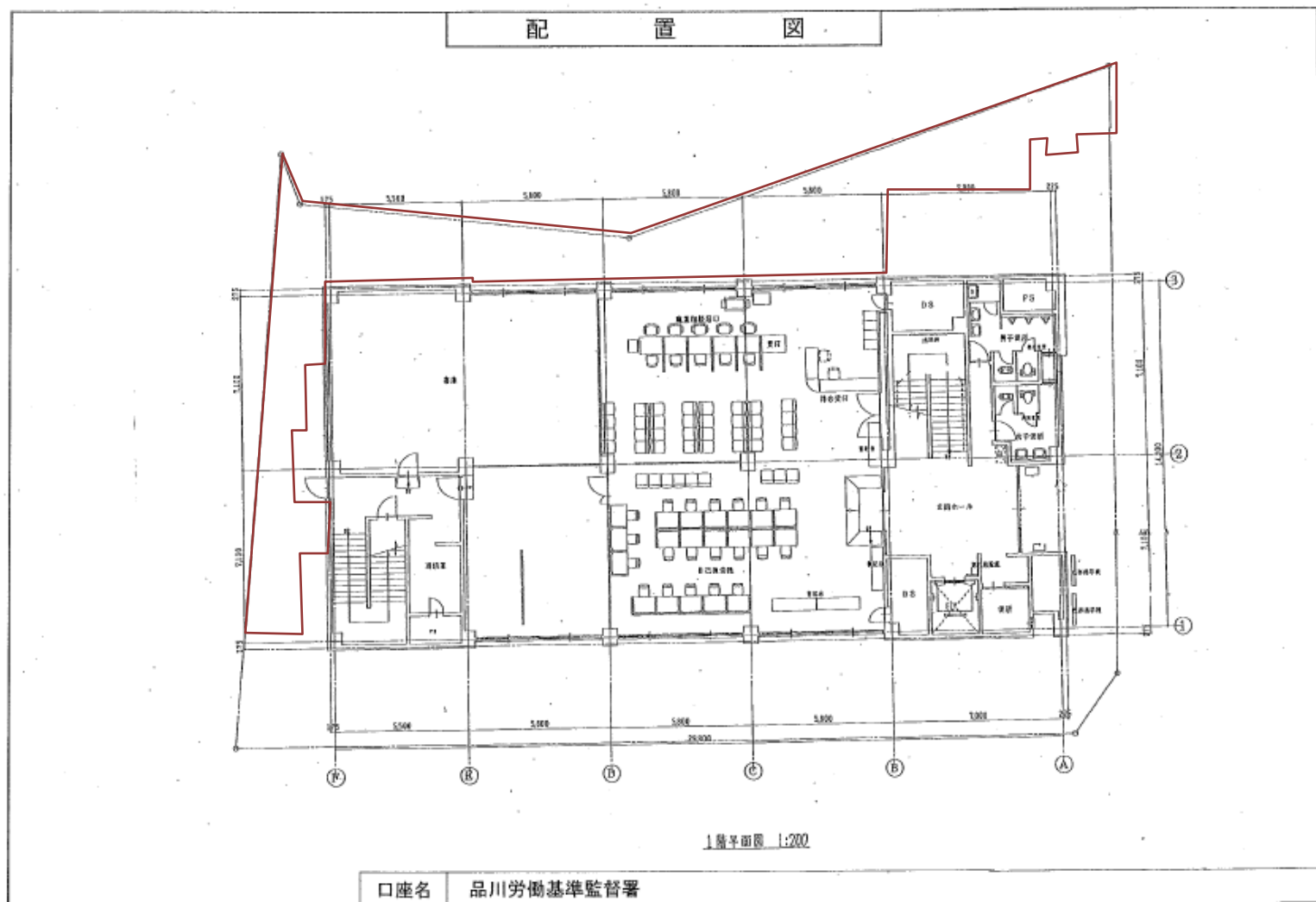
番号	樹種	種別	形状	数量	単位	病害・枯損	備考
1	マテバシイ	高木	C=63	1	本		
2	マテバシイ	高木	C=63	1	本		
3	マテバシイ	高木	C=55	1	本		
4	マテバシイ	高木	C=47	1	本		
5	マテバシイ	高木	C=60	1	本		
6	マテバシイ	高木	C=60	1	本		
7	マテバシイ	高木	C=55	1	本		
8	マテバシイ	高木	C=64	1	本		
9	クスノキ	中木	H=220	1	本		
10	ナンテン	中木	H=160	1	本		
11	カボック	中木	H=220	1	本		
12	サツキ	低木寄植		2	m ²		実質4株
13	サツキ	低木寄植		2	m ²		実質4株
14	サツキ	低木寄植		2.7	m ²		

除草適用地

175.9m²(植栽地全域とみなす)

- ※1 高木は高さ3m以上の樹木のことを指し、形状は幹回り(cm)を記載している。
- ※2 中木は高さ3m未満の樹木のことを指し、形状は樹高(cm)を記載している。
- ※3 除草適用地は、敷地内で除草の必要な部分のことを指す。
- ※4 列植されているもの、生垣については低木寄せ植えと同項目とする。

【单独庁舎】02. 品川労働基準監督署





1



2



3

4



5



【単独庁舎】03. 新宿労働総合庁舎

植栽状況

番号	樹種	種別	形状	数量	単位	病害・枯損	備考
1	シマトネリコ	高木	C=20	1	本		
2	モッコク	中木	H=120	1	本		
3	モッコク	中木	H=120	1	本		
4	オタフクナンテン	低木寄植		10.2	m ²		
5	サツキ	低木寄植		6	m ²		
6	オタフクナンテン	低木寄植		9.3	m ²		
7	サツキ	低木寄植		0.8	m ²		
8	アオキ	低木寄植	H=150	41	本		

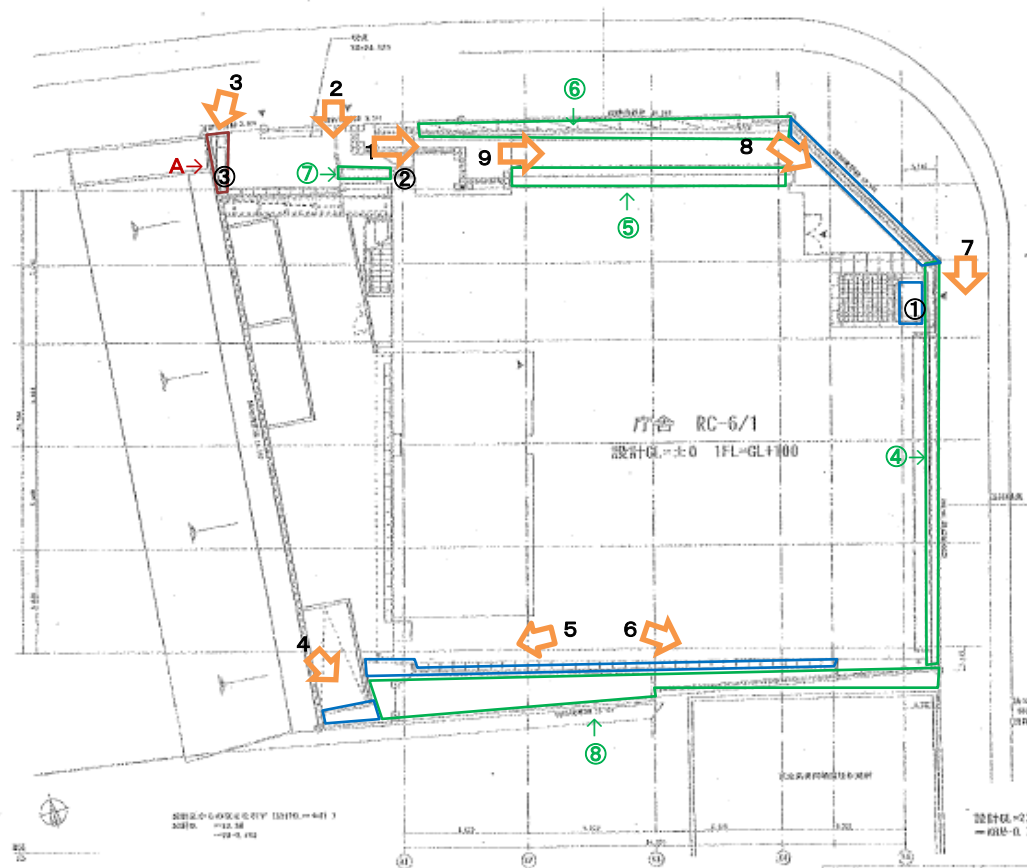
除草適用地

175.9m²(植栽地全域とみなす)



記号	範囲数量(m ²)
A	45.7
B	122
合計	167.7

- ※1 高木は高さ3m以上の樹木のことを指し、形状は幹回り(cm)を記載している。
- ※2 中木は高さ3m未満の樹木のことを指し、形状は樹高(cm)を記載している。
- ※3 除草適用地は、敷地内で除草の必要な部分のことを指す。
- ※4 列植されているもの、生垣については低木寄せ植えと同項目とする。

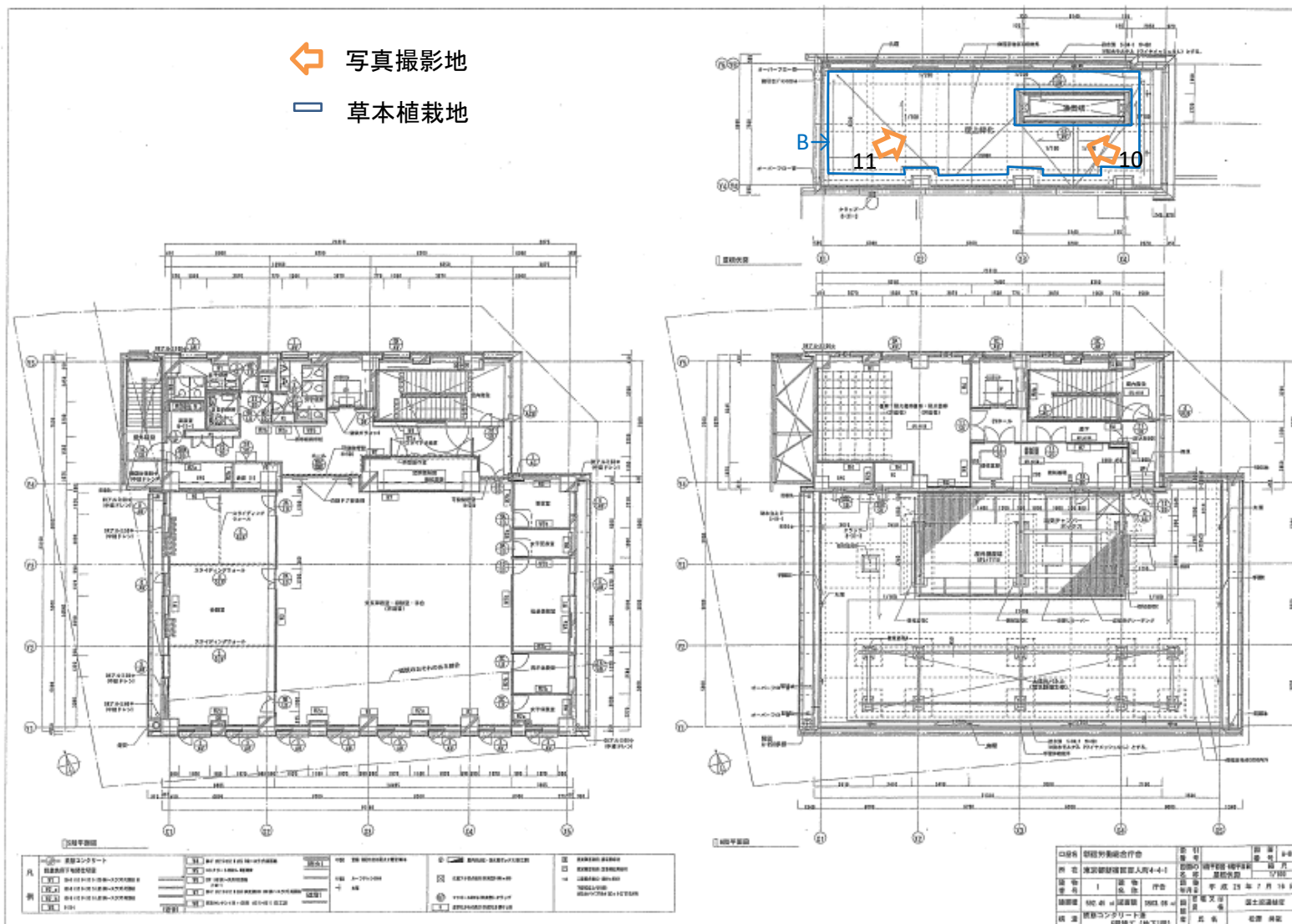
【単独庁舎】03. 新宿労働総合庁舎①



新宿労働総合庁舎

-  写真撮影位置
-  裸地
-  草本植栽地

【単独庁舎】03. 新宿労働総合庁舎②





1



2



3

4



5



6





7



8



9

10



11



【単独庁舎】04. 王子労働基準監督署

植栽状況

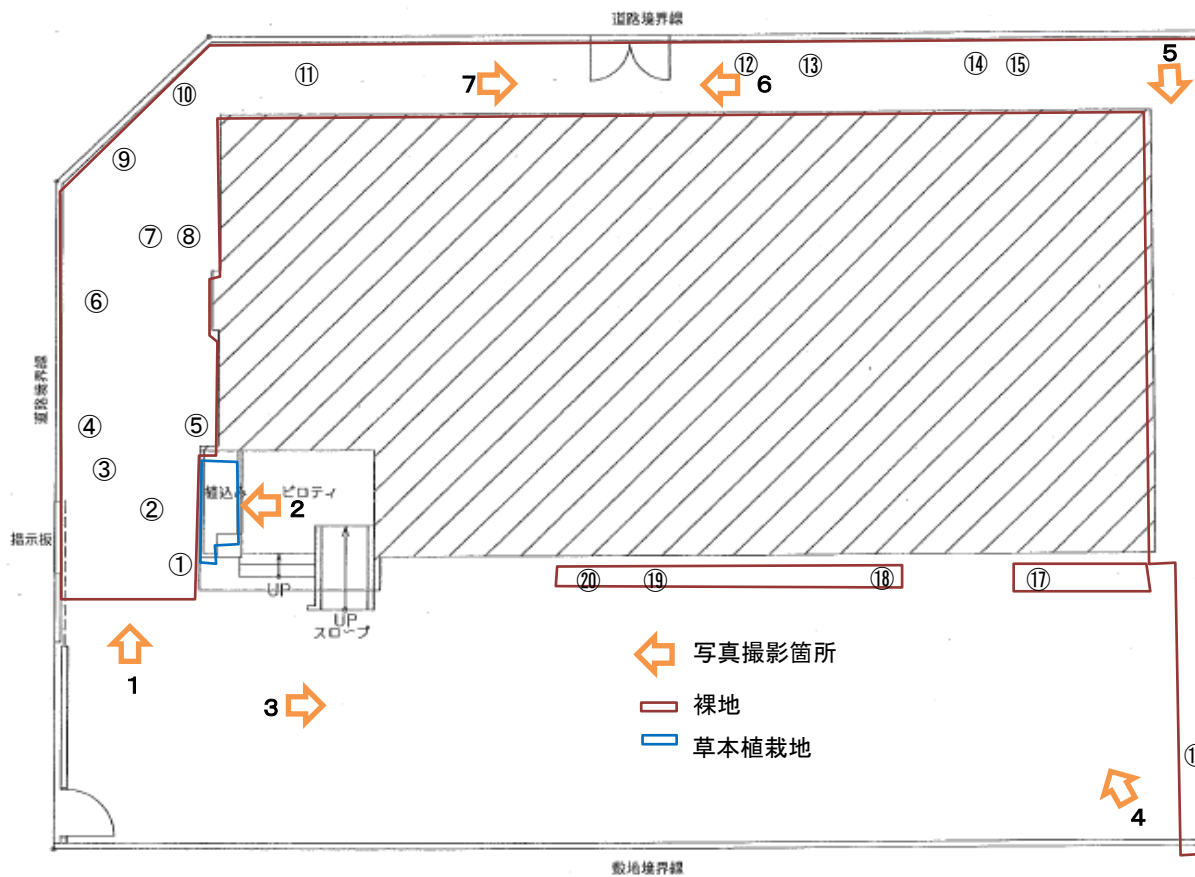
番号	樹種	種別	形状	数量	単位	病害・枯損	備考
1	シャリンバイ	中木	H=170	1	本		
2	オオムラサキツツジ	中木	H=80	1	本		
3	ヤツデ	中木	H=100	1	本		
4	オオムラサキツツジ	中木	H=80	1	本		
5	カキ	高木	C=53	1	本		
6	ツバキ	中木	H=150	1	本		
7	サルスベリ	高木	C=9	1	本		
8	サルスベリ	高木	C=8	1	本	枯損	
9	サルスベリ	高木	C=13	1	本		
10	サルスベリ	高木	C=9	1	本	枯損	
11	イヌツゲ	中木	H=200	1	本		
12	イヌツゲ	中木	H=200	1	本		
13	イヌツゲ	中木	H=200	1	本		
14	イヌツゲ	中木	H=80	1	本		
15	イヌツゲ	中木	H=180	1	本		
16	イヌツゲ	高木	C=23	1	本		
17	タブ	高木	C=31	1	本		
18	イヌシデ	高木	C=35	1	本		
19	サザンカ	中木	H=290	1	本		
20	エゴノキ	高木	C=40	1	本		

除草適用地

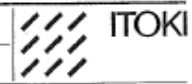
96.7㎡(植栽地全域とみなす)

- ※1 高木は高さ3m以上の樹木のことを指し、形状は幹回り(cm)を記載している。
- ※2 中木は高さ3m未満の樹木のことを指し、形状は樹高(cm)を記載している。
- ※3 除草適用地は、敷地内で除草の必要な部分のことを指す。
- ※4 列植されているもの、生垣については低木寄せ植えと同項目とする。

【単独庁舎】04. 王子労働基準監督署



SCALE.	1/100 A3	DWG.No.	王子-新建築 1/1	PROJECT.	王子労働基準監督署 様
DATE.	2006.03.03	CODE.	*****	SUBJECT.	配線図





1



2



3

4

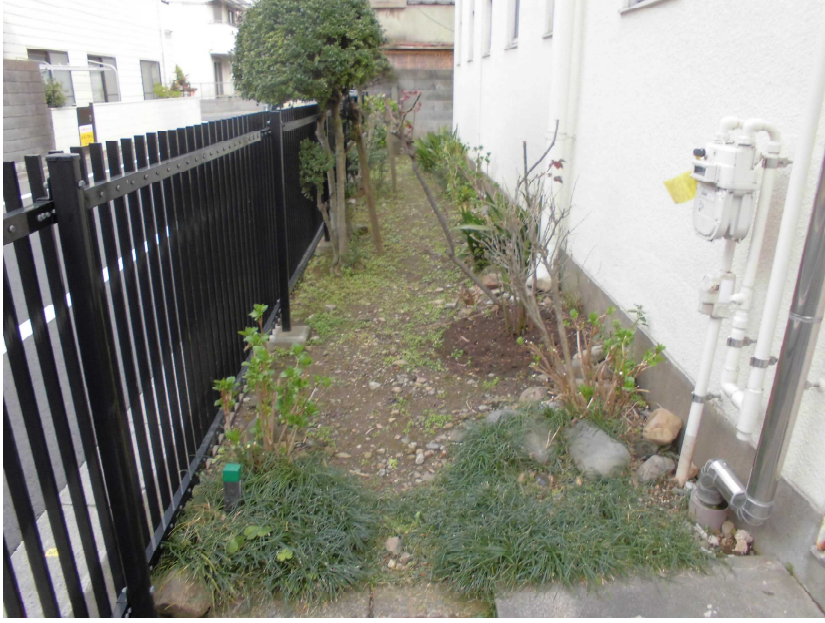


5



6





7

【単独庁舎】05. 向島労働基準監督署

植栽状況

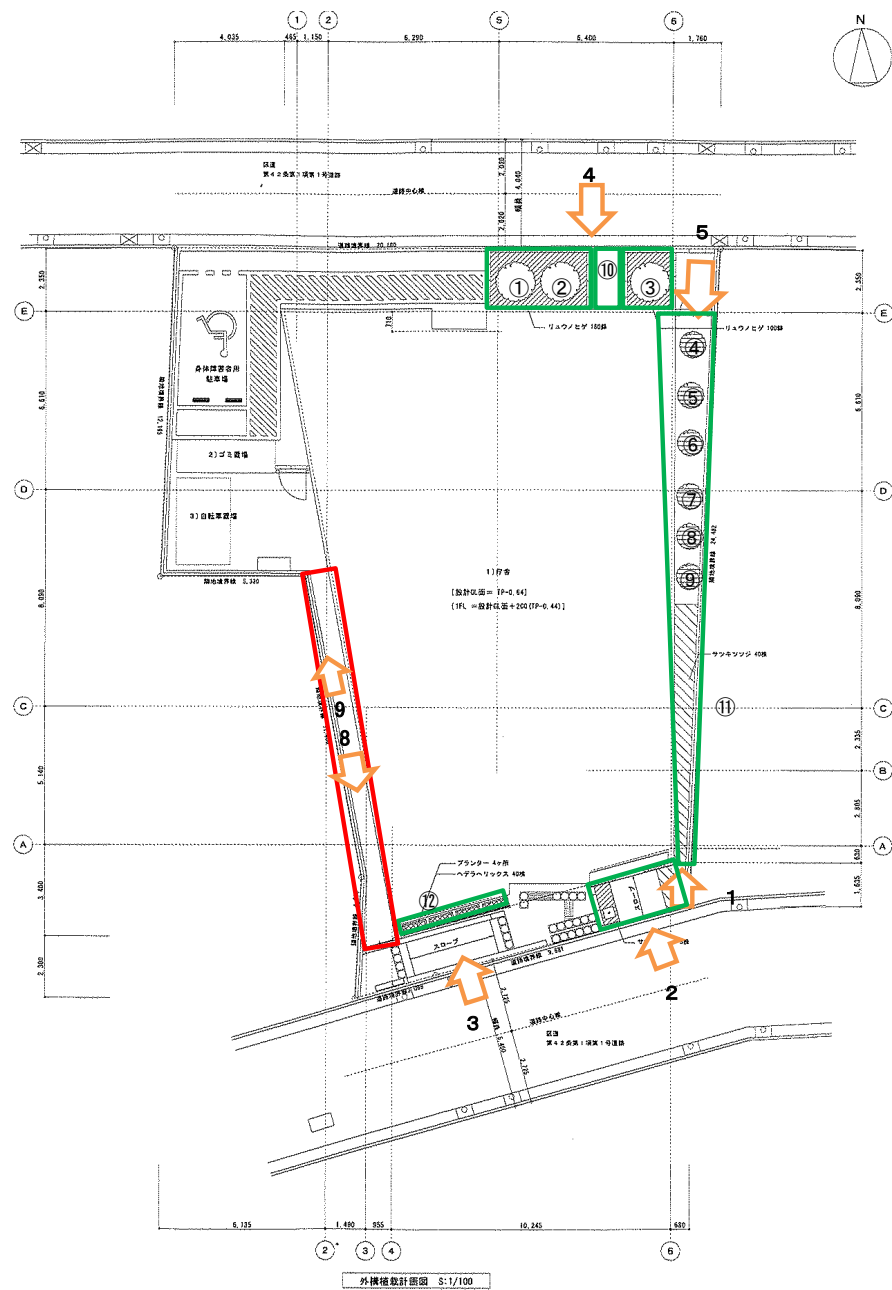
番号	樹種	種別	形状	数量	単位	病害・枯損	備考
1	ソヨゴ	中木	H=200	1	本		
2	ソヨゴ	中木	H=200	1	本		
3	ソヨゴ	中木	H=200	1	本		
4	ネズミモチ	中木	H=120	1	本		
5	ネズミモチ	中木	H=120	1	本		
6	ネズミモチ	中木	H=120	1	本		
7	ネズミモチ	中木	H=120	1	本		
8	ネズミモチ	中木	H=120	1	本		
9	ネズミモチ	中木	H=120	1	本		
10	リュウノヒゲ	低木寄植		280	株		
11	サツキツツジ	低木寄植		45	株		
12	ヘデラヘリックス	低木寄植		40	株		
13	野芝	低木寄植		20.5	m ²		

除草適用地

50.0m²(植栽地全域とみなす)

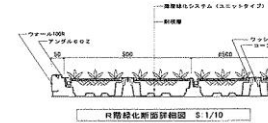
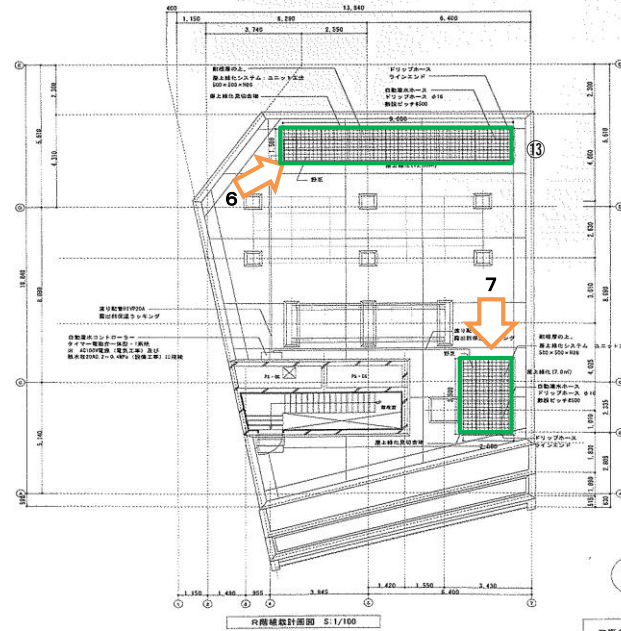
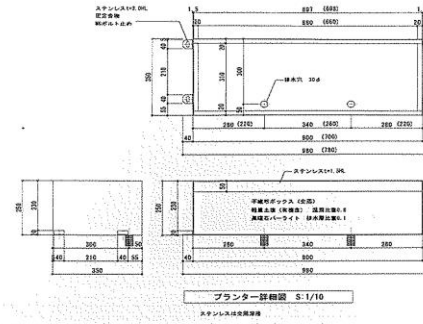
- ※1 高木は高さ3m以上の樹木のことを指し、形状は幹回り(cm)を記載している。
- ※2 中木は高さ3m未満の樹木のことを指し、形状は樹高(cm)を記載している。
- ※3 除草適用地は、敷地内で除草の必要な部分のことを指す。
- ※4 列植されているもの、生垣については低木寄せ植えと同項目とする。

【単独庁舎】05. 向島労働基準監督署①



【単独庁舎】05. 向島労働基準監督署②

階	記号	名称	軒高		数量	単位	備考
			幅員[m]	高さ[m]			
1F	○	ソラダ	2.8	0.4	3	無	高さ約19-20+1
2F	●	ホゾモモ	1.2	0.3	6	無	高さ約19-20+1
3F	▨	サツキソラダ	0.3	0.4	45	無	19.7m
4F	▨	リネンビヤ	-	-	300	無	1000/㎡
		砂床	-	-	30.5	㎡	
5F	▨	ヘビラーリソダ	-	-	45	無	管理棟礼拝



口番名	向島労働基準監督署	索引番号	A-18
所在	東京都墨田区東向島4-33-13	図面の名称	植栽計画図
建物番号	-	建築の名称	緑地
床面積	277.82㎡	図面積	1,007.08㎡
構造	鉄筋コンクリート造	建築年月日	平成28年09月30日
	地上4階建て	官職又は資格	国土交通技官
		建築氏名	七枝 聖一

1



2





3



4



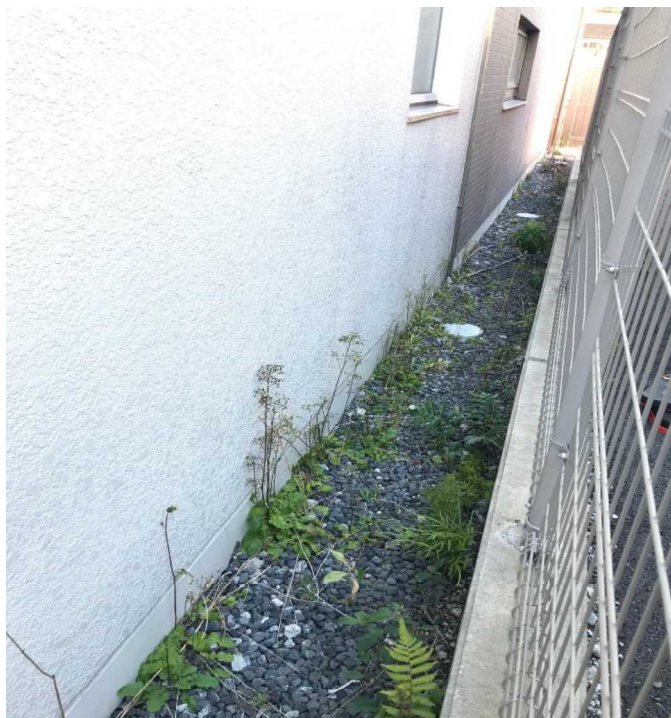
5



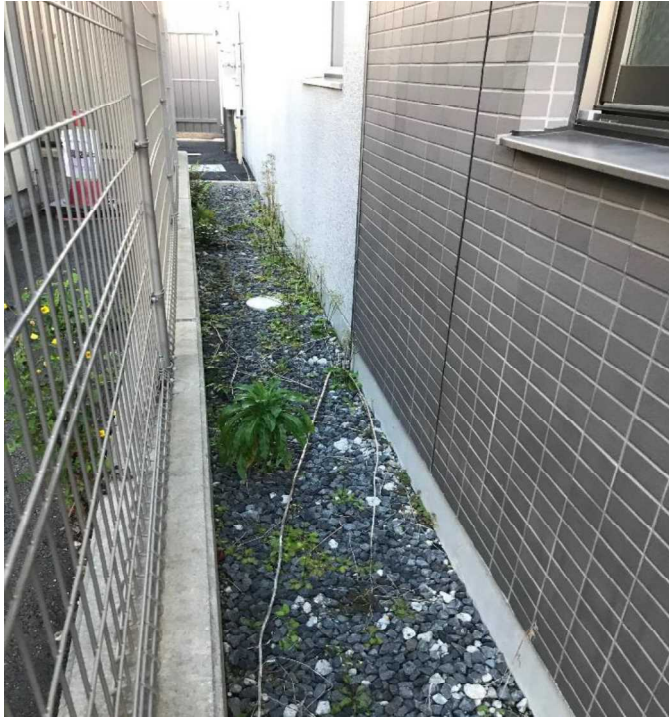
6



7



8



【単独庁舎】06. 江戸川労働基準監督署

植栽状況(1)

番号	樹種	種別	形状	数量	単位	病害・枯損	備考
1	ツバキ	中木	H=180	1	本		
2	ヒイラギ	中木	H=160	1	本		
3	ツバキ	中木	H=180	1	本		
4	ヒイラギ	中木	H=130	1	本		
5	ヒイラギ	中木	H=130	1	本		
6	ツバキ	中木	H=180	1	本		
7	ヒイラギ	中木	H=130	1	本		
8	ヤマモモ	高木	C=105	1	本		
9	シラカシ	高木	C=36	1	本		
10	ヤマモモ	高木	C=76	1	本		
11	シラカシ	高木	C=36	1	本		
12	ヤマモモ	高木	C=71	1	本		
13	シラカシ	高木	C=40	1	本		
14	シラカシ	高木	C=31	1	本		
15	シラカシ	高木	C=29	1	本		
16	ツバキ	中木	H=160	1	本		
17	ヒイラギ	中木	H=150	1	本		
18	ツバキ	中木	H=180	1	本		
19	ヒイラギ	中木	H=110	1	本		
20	ツバキ	中木	H=110	1	本		
21	マサキ	中木	H=200	1	本		
22	イヌツゲ	中木	H=90	1	本		
23	イヌツゲ	中木	H=90	1	本		
24	シラカシ	高木	C=30	1	本		
25	マサキ	中木	H=220	1	本		
26	マサキ	中木	H=220	1	本		
27	シラカシ	高木	C=30	1	本		
28	マサキ	中木	H=210	1	本		
29	マサキ	中木	H=220	1	本		
30	マサキ	中木	H=220	1	本		
31	シラカシ	高木	C=25	1	本		
32	マサキ	中木	H=200	1	本		
33	マサキ	中木	H=200	1	本		
34	マサキ	中木	H=210	1	本	枯損	
35	シラカシ	高木	C=25	1	本		
36	マサキ	中木	H=210	1	本		
37	マサキ	中木	H=220	1	本	枯損・衰弱	寄植の一部
38	マサキ	中木	H=220	1	本		
39	シラカシ	高木	C=31	1	本		
40	ツバキ	中木	H=210	1	本		

- ※1 高木は高さ3m以上の樹木のことを指し、形状は幹回り(cm)を記載している。
- ※2 中木は高さ3m未満の樹木のことを指し、形状は樹高(cm)を記載している。
- ※3 除草適用地は、敷地内で除草の必要な部分のことを指す。
- ※4 列植されているもの、生垣については低木寄せ植えと同項目とする。

【単独庁舎】06. 江戸川労働基準監督署

植栽状況(2)

番号	樹種	種別	形状	数量	単位	病害・枯損	備考
41	ヒイラギ	中木	H=170	1	本		
42	ツバキ	中木	H=180	1	本		
43	ナツツバキ	高木	C=20	1	本		
44	マサキ	中木	H=170	1	本		
45	タブ	高木	C=44	1	本		
46	ツバキ	中木	H=200	1	本		
47	タブ	高木	C=45	1	本		
48	ヒイラギ	中木	H=190	1	本		
49	タブ	高木	C=46	1	本		
50	ツバキ	中木	H=200	1	本		
51	マサキ	中木	H=200	1	本		
52	シラカシ	高木	C=30	1	本		
53	ベニカナメ	中木	H=250	1	本		
54	ヒイラギ	中木	H=190	1	本		
55	ナツツバキ	高木	C=22	1	本		
56	ツバキ	中木	H=200	1	本		
57	ベニカナメ	中木	H=250	1	本		
58	シラカシ	高木	C=30	1	本	枯損	
59	ベニカナメ	中木	H=250	1	本		
60	シラカシ	高木	C=31	1	本		
61	ヒイラギ	中木	H=180	1	本		
62	ベニカナメ	中木	H=250	1	本		
63	マサキ	中木	H=200	1	本		
64	ヒイラギ	中木	H=180	1	本		
65	マサキ	中木	H=180	1	本		
66	マサキ	中木	H=200	1	本		
67	ベニカナメ	中木	H=250	1	本		
68	マサキ	中木	H=190	1	本		
69	ヒイラギ	中木	H=160	1	本		
70	マサキ	中木	H=250	1	本		
71	エゴノキ	高木	C=20	1	本	枯損	
72	ネズミモチ	中木	H=150	1	本		
73	ネズミモチ	中木	H=150	1	本		
74	ツバキ	中木	H=200	1	本		
75	ツバキ	中木	H=160	1	本		
76	ツバキ	中木	H=170	1	本		
77	ドウダンツツジ	低木寄植		0.9	m ²		
78	サツキ	低木寄植		4.6	m ²		
79	サツキ	低木寄植		23	m ²		
80	オオムラサキツツジ	低木寄植		7.3	m ²		

- ※1 高木は高さ3m以上の樹木のことを指し、形状は幹回り(cm)を記載している。
- ※2 中木は高さ3m未満の樹木のことを指し、形状は樹高(cm)を記載している。
- ※3 除草適用地は、敷地内で除草の必要な部分のことを指す。
- ※4 列植されているもの、生垣については低木寄せ植えと同項目とする。

【単独庁舎】06. 江戸川労働基準監督署

植栽状況(3)

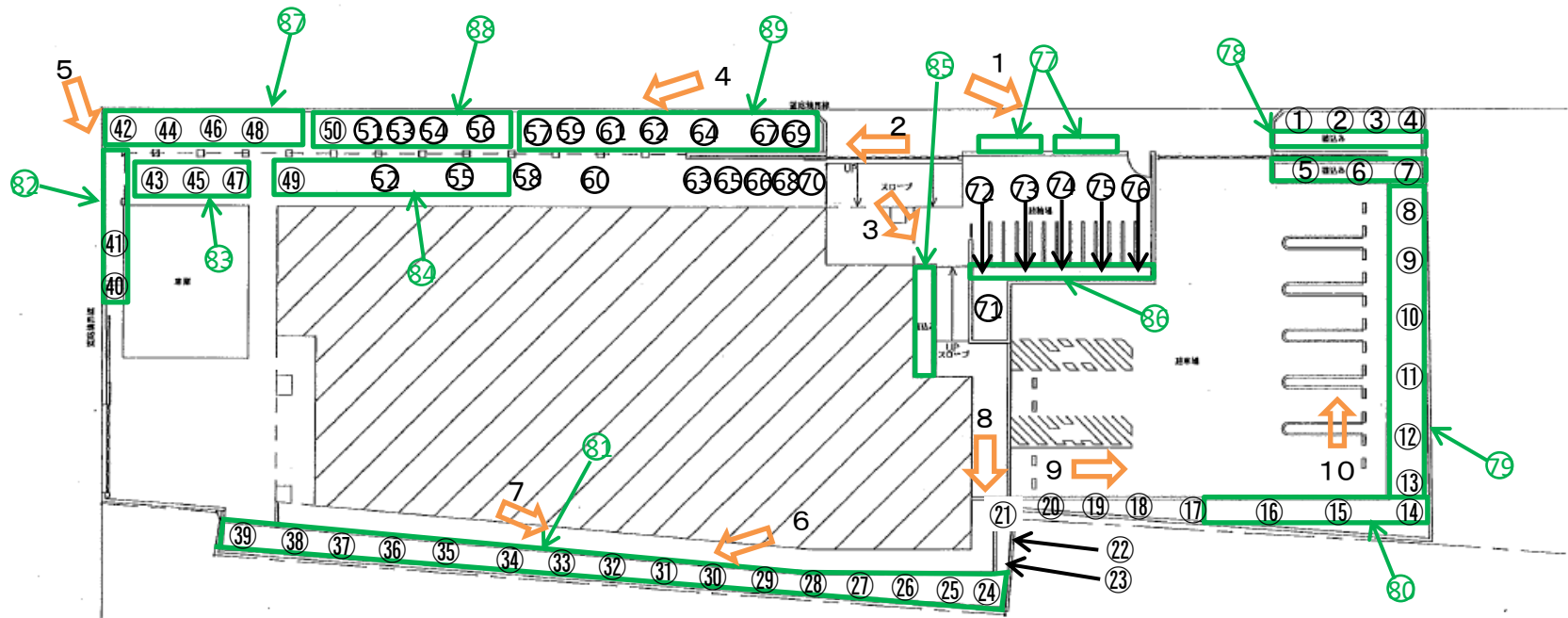
番号	樹種	種別	形状	数量	単位	病害・枯損	備考
81	イヌツゲ	低木寄植		40.3	m ²		
82	サツキ	低木寄植		3.6	m ²		
83	サツキ	低木寄植		6.9	m ²		
84	サツキ	低木寄植		9.6	m ²		
85	ドウダンツツジ	低木寄植		6	m ²		
86	オオムラサキツツジ	低木寄植		4	m ²		
87	ドウダンツツジ	低木寄植		4.2	m ²		
88	サツキ	低木寄植		10.5	m ²		
89	オオムラサキツツジ	低木寄植		13.7	m ²		

除草適用地

243.6m²(植栽地全域とみなす)

- ※1 高木は高さ3m以上の樹木のことを指し、形状は幹回り(cm)を記載している。
- ※2 中木は高さ3m未満の樹木のことを指し、形状は樹高(cm)を記載している。
- ※3 除草適用地は、敷地内で除草の必要な部分のことを指す。
- ※4 列植されているもの、生垣については低木寄せ植えと同項目とする。

【単独庁舎】06. 江戸川労働基準監督署



← 写真撮影位置

*****	SCALE.	DWG.No.	REV.	PROJECT.	ITOKI
	1/200 A3	江戸川一配器機	1/1	江戸川労働基準監督署 様	
	DATE.	CODE.	SUBJECT.		
	2006.02.16	*****	配器機		



1



2



3

4



5



6





7



8



9

10



【単独庁舎】07. 八王子労働基準監督署

植栽状況

番号	樹種	種別	形状	数量	単位	病害・枯損	備考
1	クスノキ	高木	C=85	1	本		
2	ハクチョウゲ	中木	H=80	1	本		
3	オウゴンイブキ	中木	H=70	1	本		
4	レンギョウ	中木	H=80	1	本		
5	レンギョウ	中木	H=80	1	本		

除草適用地

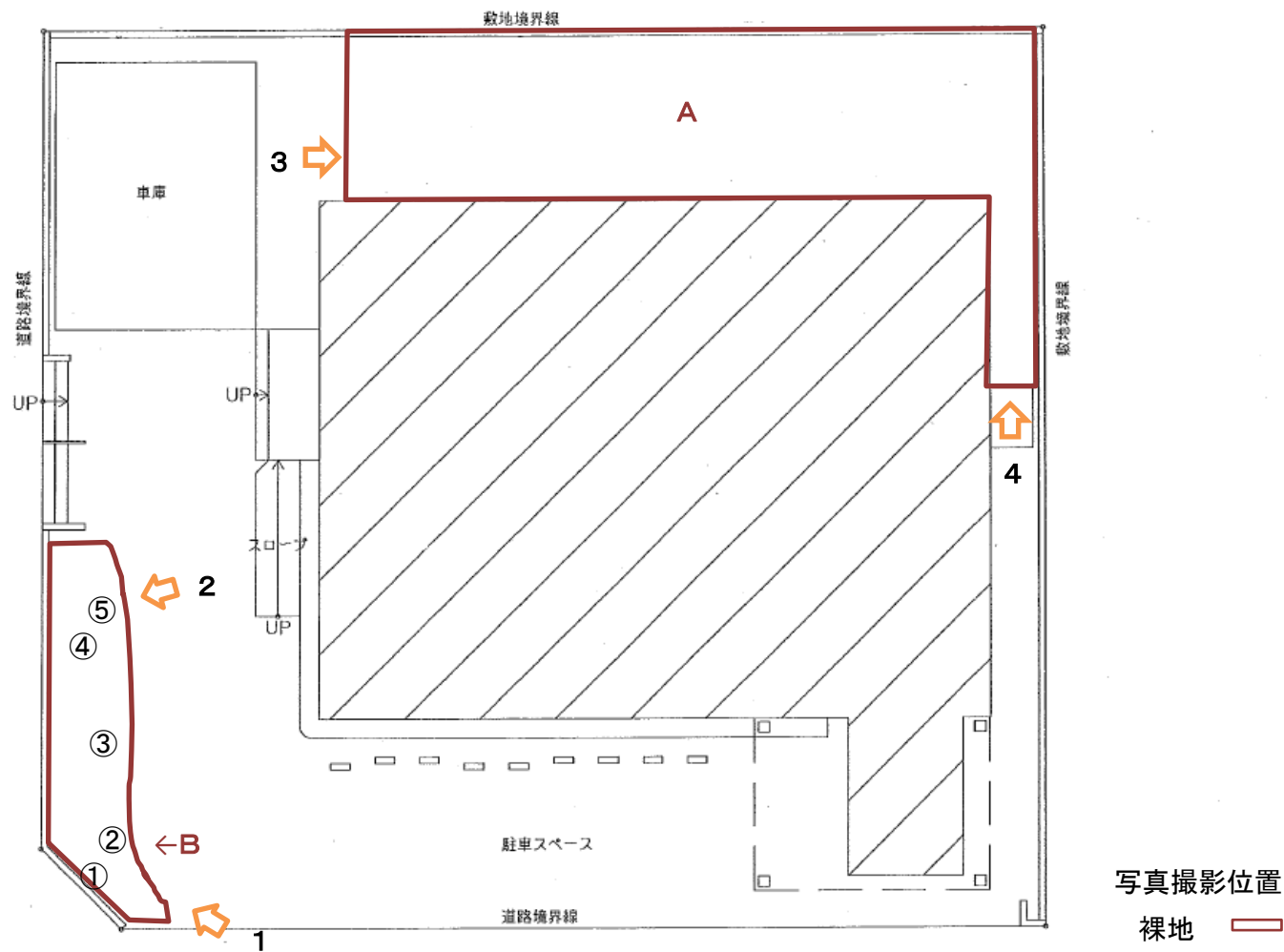
46.24㎡(植栽地全域とみなす)

特記場所

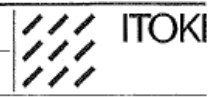
記号	範囲数量(㎡)	現状
A	30.9	裸地
B	15.34	切り株多数
合計	46.24	

- ※1 高木は高さ3m以上の樹木のことを指し、形状は幹回り(cm)を記載している。
- ※2 中木は高さ3m未満の樹木のことを指し、形状は樹高(cm)を記載している。
- ※3 除草適用地は、敷地内で除草の必要な部分のことを指す。
- ※4 列植されているもの、生垣については低木寄せ植えと同項目とする。

【単独庁舎】07. 八王子労働基準監督署



SCALE.	DWG.No.	REV.	PROJECT.
1/100 A3	八王子一配課図	1/1	八王子労働基準監督署 様
DATE.	CODE.	SUBJECT.	
2006.02.17	*****	配課図	





1



2



3

4



2